

## ～ 特集 ～

### 連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2015」 - 「法整備支援シンポジウム」 -

国際協力部教官

松尾 宣宏

#### 第1 学生シンポジウムについて

大学生・大学院生を中心とする若者に対して、法整備支援の実情と魅力に関する理解の促進を図るとともに、同世代の学生の広範な関心を集めて法整備支援に関わる人材の発掘を図るという観点から、法整備支援及びアジアの法と社会について学ぶ機会を提供し、シンポジウムにおいて研究の成果を発表してもらおうという試みは、平成21年度から行われ、今回で7年目を迎えることとなった。その経緯の詳細については、本誌第54号13ページ以下を御覧いただきたいが、平成22年度からは国際民商事法センター、名古屋大学との連携企画となり、その後、慶應義塾大学、神戸大学、早稲田大学等も加わって、アジアの法と社会や日本の法整備支援について関心を持つ学生を対象とするイベントとして次第に内容が充実され、平成24年度以降は、キックオフセミナー、サマースクール及びシンポジウムという3部構成により行われてきた。

本年度についても、前年度同様3部構成とし、イントロダクションとしてのキックオフセミナーが、平成27年5月31日（日）に大阪・梅田スカイビルにおいて行われ、集中講義等によって構成されたサマースクールが同年8月19日（水）から21日（金）までの3日間、名古屋大学において実施された。そして、学生が自ら研究した成果を発表し、参加者間で討論する場としての「法整備支援シンポジウム」が同年11月28日（土）に、慶應義塾大学において開催されたものである。

なお、例年度同様、学生自らが企画段階から運営を行い、研究・発表テーマについても学生、発表者同士の協議により選定し、ポスターや配付資料の作成、会場の準備、当日の司会進行を含め、運営の多くの部分が学生自身の手により行われた。

#### 第2 本年度のシンポジウムの概要

##### 1 プログラム構成

本年度のプログラム構成の詳細は別紙記載のとおりである。シンポジウム冒頭、慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授による開会挨拶及び本シンポジウムの趣旨説明が行われた。引き続き、学生又は弁護士有志のグループによる研究成果の発

表とそれに対する質疑応答がなされた後、会場の参加者を含めた全体での討論が行われた。引き続き、主催大学、JICA 及び当部の各担当者による講評が行われ、最後に名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）・センター長の小畑郁教授による閉会挨拶が行われた。

なお、発表テーマの選定及び発表内容については、全て学生の自由な研究に基づくものであり、法務総合研究所その他の機関の見解を反映したものではないことを念のためお断りしておく。



## 2 全体討論での議論

各グループによる発表に続いて行われた全体討論では、①「東南アジアの村社会に見られる財産の多様な保有形態に、近代所有権の概念を持ち込むことの当否」、②「東南アジアのイスラム法が適用される特定の地域において、投石や鞭打ちの刑罰が定められているところ、その刑罰が国際法で禁じられている拷問に該当する旨、人権団体が指摘した場合の問題点」という問題が設定され、会場の参加者を6つのグループに分け、まずグループディスカッションを行い、グループ内で意見の検討を行った後、松尾教授をモデレーターとして、全体討論が行われた。

グループディスカッションの検討結果発表や全体討論において、会場から以下のような意見が提出された（類似の発言は適宜まとめさせていただいた）。

- ・イスラム法が適用される地域で、その宗教観に西洋が簡単に介入するのは相当ではなく、ある刑罰がその宗教観により人権侵害とみなされないというのであれば、人権団体が指摘しても意義はないのではないかと。
- ・慣習法といっても、自然発生したものなのか、恣意的に作られたものなのかで、介入や干渉の当否に関する判断は変わってくると思う。
- ・①の問題と②の問題は次元の違う問題である。法益の重大性が異なるし、①はコミュニティの中の慣習の問題にとどまるのに対し、②は文化そのものの問題である。①は、地元住民のニーズから形成された慣習法であるから、そのコミュニティの外部との間で取引が発生したり、紛争解決の必要性が出てくるのであ

れば、それは、近代的な所有権の概念を持ち込んでいくべきなのに対して、②は、イスラム教の文化が浸透している国に西洋の考えを押し付けるのは簡単ではない。

- ・各慣習法は、それぞれのコミュニティの構成員の考え方に合わせて作られているところ、構成員が納得しているなら介入・干渉の必要はないのではないか。仮に何らかの支援を受ける中で、構成員が自発的にその慣習法に疑問を持ち、変えていく必要性を感じた時点がまさに法整備支援の出番ではないか。
- ・②の問題については、宗教的価値観が前提となっているから、構成員が納得しているかどうかという次元の問題ではない。
- ・客観的視点だけで考慮するには限界があり、自分がいざ構成員の立場に置かれたらそのような意見を維持できるのか。コミットの方法は本当に難しいと思う。
- ・法制度への介入は一種の内政干渉であり、法整備支援がいくら要請主義によるとは言っても、相手国の構成員は旧来の法制度を当たり前のもっているから、そこを変えるのは難しい。
- ・慣習法に対する外部からの批判や介入が制裁を伴ってはいけませんが、批判の声があってもいけないということにはならない。コミュニティの一員であると同時に国際社会に所属している一員なのだから。
- ・このような問題を考えるときは、いかに自分の視点に欠けているものがあるかということについて、認識を改めることが大切である。

### 3 講評等

主催者及び講評者からは、以下のようなコメントがあった（なお、詳細な記載は省略させていただいたが、発表に対する多くの賛辞の声があった）。

- ・途上国の発展を考えるに当たって、法整備支援だけでどうにかなるというのではなく、物理的な開発の問題についても避けて通れない点である。
- ・法整備支援のプロジェクトを進めていくに当たり、相手国の文化、習慣を尊重していかななくてはならない。丁寧に対話と議論を重ねて、相手に気付きを促すというアプローチを進めていくしかないと思う。
- ・相手国の発展を考えるに当たって、まず現状の把握と問題点の把握が大事である。
- ・法整備支援への関心が広まる中で、本企画への参加者の幅が広がってきたことと、人の関わりの連続性が出てきたのは非常に良いことである。今回の全体討論のテーマは今までにない新しいものだが、法整備支援の課題についても、新

しい問題の検討をする段階に入ったということである。

- ・日本による法整備支援を考えるに当たり、そもそも法の訓練を受けていないという社会があるということも考慮する必要がある上、日本法の価値を普遍化できるかどうかをしっかりと考える必要があり、一旦、日本法を批判的にみた上で、その価値を見いだしていくことが大切である。

### 第3 終わりに

いずれの発表グループも、様々な制約の中で大変精力的に研究を進めており、背景、文化、社会経済状況等を多角的に検討して発表を行っていた。また、参加者の中には、学生時代に過去の法整備支援シンポジウムで発表した経験を有した方もいた上、質疑応答においても、質問者自身がかかる経験や知見を基に質問して、発表者との間で議論を形成するなど、法整備支援をめぐる人のつながりが充実してきていることが感じられた。さらに、全体討論では、慣習法とグローバルスタンダードとの衝突、調整という困難な問題に対して、グループ討論の段階から、幅広い参加者により積極的に興味深い意見が出されるなど、改めて法整備支援への関心が広がってきていることが実感できるものとなった。

法整備支援の在り方については、唯一の解答があるものではないが、法整備支援に関心を有する人々の輪の中で議論が続いていき、より良い支援とは何かについて考え続けていくこと自体が大切であり、本シンポジウムは、そのような考える機会を提供する場として、貴重なものである。

今回、困難な課題に対し、果敢にチャレンジした発表者の皆さんに心より敬意を表するとともに、今後とも多くの若い世代による本シンポジウムへの積極的な参加を期待したい。

連携企画「アジアのための国際協力in法分野2015」

## 法整備支援シンポジウム

2015年11月28日（土）13：00～18：15  
於：慶應義塾大学三田キャンパス  
南館地下4階ディスタンスラーニング室

### プログラム

12:30	開場
13:00	開会式 開会挨拶・趣旨説明 松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
13:10	<b>第1部 有志グループの発表</b>  「カンボジアにおける司法アクセスとADRの現状」 慶應義塾大学 竹内瑞希 中里梓 袴田里菜  「カースト制度から見るネパール —2011年「カーストに基づく差別と不可触制」の立法を巡って」 慶應義塾大学 杉本久華 高見澤昌史 辻本理紗  「ラオスにおける土地法制度の現状 —より良い発展のために—」 慶應義塾大学 西園良平 住吉亮祐 日向晴基 松浦佑介
14:40	休憩
14:55	「ミャンマーにおけるロヒンギャ問題 ～国家統治の観点から～」 慶應義塾大学 野口真里 杉山希美 弘田ゆみ乃 寺門理沙  「ベトナムにおける産業排水による水質汚濁と流域ガバナンス」 慶應義塾大学 孟天時 大島早貴子  「モンゴル法曹養成制度」 みんなの法律事務所 加々美光 こそぎ法律事務所 田中達哉
16:25	休憩
16:40	<b>第2部 全体討論</b> モデレーター 松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
17:40	<b>第3部 講評</b> 主催機関・大学、連携機関の専門家からの講評
18:10	閉会式 閉会挨拶 小畑郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長・法学研究科教授）